

このたび、妊娠したA子さん。《出産予定日は平成20年12月20日》

これからAさんがどのような給付を受けられるか見ていきましょう！！

* Aさんは平成15年4月1日入社、お給料は1ヶ月30万円（標準報酬300千円）

妊娠4ヶ月目「つわり」がひどく仕事ができそうにないので、しばらく会社をお休みすることになりました。お給料が出ないと大変ですね。



会社を休み初めて4日目から傷病手当金が請求できます。

1日当たり6,667円 (30万÷30日×2/3)

その後、体調も良くなり仕事に復帰。



平成20年11月9日より産前42日になり産前休暇に入ります。



出産一時金35万円

出産が予定日より遅れ、12月25日出産。

12月26日より産後休暇に入ります。



産前42日～産後56日(合計98日間)+出産が遅れた5日分を足して合計103日分が出産手当金として支給されます。

1日当たり6,667円

H21年2月19日産後56日が経過



H21年2月20日から育児休業に入ります。

育児休業給付金が支給されます。

お給料の30% 1ヶ月 約90,000円

この間は社会保険料が

免除になります！！

((最長3年まで))

H21年12月24日子供が1歳になりましたが、保育園が見つからず、復帰できそうにはありません。



H22年3月1日からは保育園に入れそうです。

そこで、育児休業給付金の延長申請をすることにしました。(最長6ヶ月可能)

保育園の入園不承諾証明書を添付してH21年12月25日からH22年2月28日までの66日間延長が認められました。

H22年3月1日会社に復帰です。しかし、当分の間は育児等で勤務時間が短くなりそうです。その為、会社に短時間勤務の申し出をしました。

短時間勤務の間はAM10:00~PM16:00の勤務となったと同時に給料も時間給に変更となりました。

ここで、**復帰の月から3ヶ月平均**で社会保険料見直しの届出が可能になりました。この時、1等級の変更でも申請ができます。
さらに届出をすれば、保険料は低くなっても厚生年金は前の**高い報酬のまま**掛けているようにしてもらえます。

これにより、A子さんは、社会保険料の負担も少なくなり、安心して育児と仕事の両立ができました。

H22年9月1日復帰から6ヶ月が経過しました。ここで職場復帰給付金の申請ができます。

育児休業職場復帰給付金 給料の20%

A子さんの日額 10,000 円の 20% = 2,000 円 × 374 日 (延長含む) = **748,000 円**
(育児休業取得日数)

※注意点としては、育児休業給付金を受ける為には、産前休暇に入る前 **2年間の間に出勤が11日以上ある月が12ヶ月必要**ということです。

※平成22年4月1日以降に育児休業に入る方は、復帰後の職場復帰給付金を育児休業給付金を受けるときと一緒に受給することになります。

育児休業給付金 30% + 職場復帰給付金 20% = 合計 50%

1ヶ月 約 150,000 円